

入札説明書

この入札説明書は、社会福祉法人長野県社会福祉事業団が発注する一般競争入札に参加しようとする者が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 一般競争入札に付する事項

別記1のとおりとする。

2 入札及び開札

- (1) 入札参加者または、その代理人は、仕様書、契約書（案）及び本入札説明書を熟覧し承諾の上で入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合は、別記の2の（3）に掲げる者に説明を求めることができる。ただし、入札後 仕様書等について不知または、不明を理由に異議を申し立てることはできない。
- (2) 入札参加者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印しておかなければならない。
- (3) 入札参加者又はその代理人は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。
- (4) 入札参加者又はその代理人が協定し、又は不穏な行動をなす等により競争入札が公正に執行することができないと認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを廃止することができる。
- (5) 入札参加者又はその代理人の入札金額は、調達業務に係る一切の諸経費を含め入札金額（年額）を見積るものとする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札参加者又はその代理人は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (6) 入札参加者又はその代理人は、委託料の支払い方法、支払い回数等の契約条件を別添契約書（案）に基づき十分考慮して入札金額を見積るものとする。
- (7) 入札回数は、3回を限度とする。第3回目の入札を行っても落札者がいない場合は、第3回目の最低入札者と随意契約へと移行する。
- (8) 開札は、入札参加者又はその代理人が出席して行うものとする。この場合において、入札参加者又はその代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を

立ち合わせて行う。

- (9) 入札場には、入札参加者又はその代理人並びに入札執行事務に係りのある職員及び(8)の立会い職員以外は、入場することができない。
- (10) 入札参加者又はその代理人は、入札時刻後においては、入札場に入場することができない。
- (11) 入札参加者又はその代理人は、特にやむを得ない事情があると認められる場合のほか入札場を退場することはできない。
- (12) 入札場において次の各号の一に該当する者は当該入札場から退去させる。
 - ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者
 - イ 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るための協定をした者
- (13) 入札参加者又はその代理人は、本件委託に係る入札について他の競争加入者の代理人になることはできない。
- (14) 開札をした場合において、入札参加者又はその代理人のうち、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、(7)により、直ちにその場で、入札参加者又はその代理人による再度の入札を行う。

3 入札保証金

- (1) 入札参加者又はその代理人への入札保証金は、入札をしようとする見積額(消費税込み)の100分の10以上とするが納付は免除する。
- (2) 契約の相手方となるべき者が契約を結ばないときは、(1)の免除した金額を納付することとする。

4 無効の入札書

入札書で次の各項の一に該当するものは、これを無効とする。

- (1) 同一人が入札した2通以上の入札書
- (2) 入札人が協定して入札した入札書
- (3) 委託業務名及び入札金額のない入札書
- (4) 入札参加者本人の氏名(法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名)及び押印のない又は判然としない入札書
- (5) 代理人が入札する場合は、入札参加者本人の氏名(法人の場合は、その名称又は商号及び代表者氏名)、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のない又は判然としない入札書
- (6) 入札金額の記載が不明確な入札書
- (7) 入札金額の記載を訂正したもので、その訂正について印の押してない入札書
- (8) その他入札に関する条件に違反した入札書

5 落札者の決定

- (1) 有効な入札書を提示した者であって、予定価格・最低制限価格の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を契約の相手方とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が二名以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
- (3) (2) の同価の入札をした者のうち、くじを引かない者があるときは入札執行業務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせ落札者を決定するものとする。
- (4) 落札者が、指定の期日までに契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消すものとする。

6 契約保証金

契約保証金は、契約金額の 100 分の 10 とするが、その納付は免除する。

7 契約書の作成

競争入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、契約の相手方として決定した日から起算して 14 日以内（契約の相手方が遠隔地にある等特別の事情があるときは、指定の期日まで）に契約書の取り交わしをするものとする。

8 契約条件

別添契約書（案）のとおりとする。

9 入札者に求められる義務

入札参加者又はその代理人は、入札説明会に出席し、詳細な点、不明な点等説明を受けることとする。

10 その他必要な事項

- (1) 入札に関する事務を担当する部署等の名称及び所在地は、別記の 2 の(3)のとおりとする。
- (2) 入札参加者若しくはその代理人又は契約の相手方が本件委託に関して要した費用については、すべて当該入札参加者若しくはその代理人又は当該契約の相手方が負担するものとする。
- (3) 本件委託に関しての問い合わせ先は、別記の 2 の(3)のとおりとする。

別記

1 入札に付する事項

- (1) 委託業務名 長野県修学資金等貸付事業管理システム入替業務委託
- (2) 委託業務の内容 別添「各種資金貸付管理システム仕様書」のとおり
- (3) 委託業務の履行期間 令和6年12月16日より令和7年3月31日まで
保守管理については5年契約とし、それ以降は
1年毎の自動更新とする。
- (4) 委託業務履行場所 長野県長野市高田364番地1

2 入札手続等

- (1) 現場説明会の日時及び場所
必要に応じ対応する
- (2) 入札及び開札の日時及び場所
(開札日時) 令和6年12月9日(月) 午前11時
(開札場所) 長野県社会福祉事業団本部事務局会議室
- (3) 入札に関する事務を担当する部署の名称及び所在地
(郵便番号) 381-0034
(所在地) 長野県長野市高田364番地1
(機関名) 長野県社会福祉事業団本部事務局企画課
電話番号 : 026-228-0337
F A X 番号 : 026-228-0310
E-mail : shikin@nagano-swc.com